

生前贈与

ツッコミ質問

税額の軽減対策



## 相続時精算課税制度について 説明してください

相続時精算課税制度とは、贈与者が60歳以上の父母または祖父母、受贈者は18歳以上で、贈与者の子や孫などに限られます。  
税率は、1人の贈与者につき2,500万円を超える分の贈与は、一律20%の贈与税が課されます。



## 相続時精算課税制度について 説明してください

相続の際は、相続時精算課税により贈与された財産と、他の相続財産との合計額に対して相続税が計算され、贈与された財産は、贈与時より値上がりしていても、値下がりしていても、贈与時の価格で評価されます。

したがって、相続時精算課税制度による株式移転を行うと、相続発生時に株式評価額が上昇していても、贈与時の価格で評価されるので、相続税負担の軽減が期待できます。



## 相続時精算課税制度の見直しについて 説明してください

今回の改正で、相続時精算課税制度に、年110万円の基礎控除の枠が加わります。2024年1月1日以降、相続時精算課税制度を選択した人への贈与でも、年110万円までなら、贈与税も相続税もかからず、贈与税の申告も不要になります。



## 生前贈与加算の適用期間の延長について 説明してください

生前贈与した場合は、亡くなる3年前までの贈与財産に対して、全額が相続税の課税対象となりますが、2023年度の税制改正により、2024年1月1日以降に生前贈与した場合は、亡くなる4年～7年前の贈与財産に対しては、100万円を除いた全額、亡くなる3年前までの贈与財産に対しては、全額が相続税の課税対象となります。

生前贈与加算対象期間が延長されることで、相続開始から7年以内に行われた生前贈与に対しては相続財産に加算されることがあります。



## 教育資金の一括贈与の特例について 説明してください

教育資金の一括贈与の特例とは、子や孫に教育資金を贈与する場合、1人につき1,500万円までを非課税とする特例です。適用期限は3年間延長され、2026年3月31日までとなりました。また、孫が30歳になった時点で使い残しがあれば、贈与税の課税対象となりますが、この使い残しに一般税率が適用されることとなりました。